

令和5年5月2日

生徒及び保護者の皆様

山口県鴻城高等学校
校長 金石 芳朗

5類感染症への移行後の本校における新型コロナウイルス感染症対策について

平素より新型コロナウイルス感染症対策にご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することとなります。5類感染症への移行を踏まえ、文部科学省は「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂を行いました。

これらを受けて、本年5月8日以降の本校における新型コロナウイルス感染症に関する対応方針を下記のとおりとしましたので、ご理解ご協力のほどよろしく申し上げます。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策に考え方について

(1) 感染状況が落ち着いているときの対策

- ・ 家庭との連携による生徒の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

これ以外に特段の感染症対策は講じません。

については、マスクの着用は求めないことを基本とします。登校前の検温も求めません。

昼食時の黙食も求めません。

(2) 地域や学校において感染が流行している場合などの対策

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・ 生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

(1)に加え、このような対策等を、活動場面に応じて一時的に求めることがあります。

2 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講じる措置について

(1) 生徒の感染が判明した場合等

必要な配慮を行い、学校保健安全法に基づく出席停止の措置を講じます。

(2) 学校の臨時休業や学級閉鎖を行う場合

関係法令等を踏まえ、感染対策上必要な範囲、期間において機動的に行います。